

## 甲佐町障がい者活躍推進計画

機関名	甲佐町（町長部局）
任命権者	甲佐町長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
甲佐町における障がい者雇用に関する課題	法定雇用率を下回ることのないよう、採用活動を行うとともに、採用・定着状況ともに障がい者である職員の活躍を推進するため、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。
<b>目標</b>	
1 採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用率を達成すること。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
<b>取組内容</b>	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。（町長部局）</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、周知する。</li> </ul>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。</li> </ul>